



## 慶應義塾大学ビジネス・スクール

### ある診療所の不可解な出来事 (B)

5

九州地方の山間へき地の診療所に着任した若手医師 藤原亮助は、診療所運営、地域医療に奮闘するが、逆に診療所と地域の見えない力関係に身動きが取れなくなってしまう。そんな最中、診療所の院内薬局で薬が処方されずに使用されている痕跡を見つけてしまった。さらに、看護師が医師である自分の指示なく、同僚の看護師に点滴をしている場面に遭遇してしまう。

10

藤原医師は、これらの問題を一人で抱えきれずにいる。

### 診療所でのさらなる不可解な出来事

15

公設の診療所の運営には村民の税金が使われている。そこで不正に薬が使用されているとなれば、責任が問われる。藤原医師は、薬剤管理の甘さに問題意識を抱くようになってから、看護師たちのカルテをチェックするようになっていた。そして、またしても不可解な出来事に気づいてしまった。一人の看護師のカルテに保険診療上、不適切な検査が記載されていた。それまで薬の記載欄しか気にしていなかったが、看護師それぞれのカルテを細かくチェックすると、保険診療の範囲を超えた検査が実施されていることが明らかだった。実施した検査は、電子カルテと紙で記録が残っている。不適切な検査が行われた日の保管用検査用紙を確認すると、該当する看護師の検査書類が一切残っていなかった。他の患者の検査書類はきちんとある。看護師の検査書類だけが意図的に処理されたと考えざるを得なかった。

20

藤原医師は契約している検査会社に連絡した。検査会社には複写された検査用紙が保管されている。藤原は複写された検査用紙を診療所に届けるように依頼した。検査会社から届いた検査用紙の中で、看護師にされた不適切な検査の用紙にだけ、大きく「職員」と記されていた。

25

本ケースは医師 藤原亮助氏（仮名）が自身の経験を元に作成したケースを脚色したものである。地域や登場人物・団体は架空のものである。クラス討議での使用を目的としたものであり、地域や組織における特定の管理上の適切あるいは不適切を例示しようとするものではない。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail:case@kbs.keio.ac.jp）。また、注文は <http://www.kbs.keio.ac.jp/> へ。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。

30

Copyright © 高木晴夫、鶴ヶ谷典俊（2021年10月作成）